

市議会 自治基本問題調査特別委員会からの意見に対する各委員の意見

◎本資料は、市議会からの意見に対する各委員への意見照会の結果をまとめたものです。第23回代表者会では、本資料も検討資料として配布のうえ、検討を行いました。

1.前文

検討No.	整理番号	項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	各委員の左記意見に対する考え方
1	前文	-	案文	統一意見	<ul style="list-style-type: none"> 「共生」は上越市の自治を考える上で重要なキーワードである。「共生」の言葉を文章に入れるべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 合併時の基本的な考え方に「共生」が各所にうたわれています。このようなことを考えると、「共生」という文字は、どこかに入れるべきであり、議会の意見に沿って修正を加えるべきだと思います。 「共生」を入れるとすれば8行目「新しい共生都市上越市のまちづくりにおいて」としては。
				統一意見	<ul style="list-style-type: none"> 3行目の「しかし」を別の表現にすべきである。接続詞として不適切ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「しかし」は別の表現に そのように指摘されてはじめて、「しかし」の使い方が、少々不適切なような気がしてきました。「多様な歴史」と「近年」とが掛け合っているのですが、「しかし」では、否定感が強いのだと思います。「栄えてきました。その中で、近年の・・・」として、いっそ、ひとつの文章にしてしまえば、1段落目と2段落目の相関関係もわかりやすくなると思います。
				市政会議	<ul style="list-style-type: none"> 3行目の「私たちに～考える契機」は「私たちに～考えさせる契機」ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「私たちに～考えさせる契機」、「私たちが～考える契機」文脈ではこのようになると思います。

2.条文

検討No.	整理番号	項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	各委員の左記意見に対する考え方	
5	1	(4)	自治の基本原則	案文	政新	<ul style="list-style-type: none"> 「(2) 市民参画の原則」は「参画機会保障の原則」に変更すべき。男女協働参画も含めた機会均等づくりを明記すべきである。市民参画については「7. (2)」で規定されている。自治の原則として大事なものは参画機会を保障することである。 	<ul style="list-style-type: none"> (2)の「市民参画の原則」(4)「多様性尊重の原則」はともに市議会の意見に記載された理由のとおり、修正の必要があると思う。
9	3	(1)	市議会の権限	案文	統一意見	<ul style="list-style-type: none"> 「市政運営の監視」は市議会の責務の中にも機能として掲げられているが、市議会の権限でもあるので、ここでも規定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治法上、どのように規定されているか不明。法務室の意見を仰ぎ、「機能」のままとするのか、「権限」に加えるのか決定すべきだと思う。
10	3	(2)	市議会の責務	案文	統一意見	<ul style="list-style-type: none"> 「私たちのまち」という表現がここにだけ使われているが、全体との整合が取れていないのではないか。 「全市的な視点」を「市民の代表者としての視点」に換え、(1)の「市民の代表者としての意思決定機能」を「市としての意思決定機能」にすべきと考える。市民の代表は立場をさし、意思決定は市の意思をさすものとするため。 	<ul style="list-style-type: none"> 確かに「私たち」という表現は前文以外に見当たらない気がする。 「市民の代表としての意思決定」ということは議員の責務となるかもしれない。ここでは市議会の責務であるから「市としての意思」を決定する機能だろう。
11	3・4共通	市議会 市長等	案文	統一意見	<ul style="list-style-type: none"> 「4 市長等」と対比すると整合が取れていない部分がある。例えば権限の部分で、市長には「市民の代表として」とあるが、同じ市民の代表である市議会には記載されていない。また、議会には「議事機関」とあるが市長には「執行機関」とは記述がない。表現を合わせる必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> あくまでも、市・市民を代表するのは1人、市長のみである。提言書(素案)の意見のまますべきである。 「市長」の部分には、「執行機関」を意味する記述があるので、変更の必要はないと思う。提言書(素案)の意見のまますべきである。 	
12	5	全体	市政運営	案文	市政会議 共産党議員団	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの箇所で「議会」とあるが「市議会」にすべきであろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 整合性をもたせるためにも市議会の意見に修正すべき。
16		(7)	審議会等	案文	統一意見	<ul style="list-style-type: none"> 「複数委員会兼務の制限」と男女共同参画をめざした「クオータ制の努力義務」についても規定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「クオータ制の努力義務」は、説明文での追加でよいのでは。

検討No.	整理番号	項目	提案箇所	会派	市議会からの意見	各委員の左記意見に対する考え方	
17	5	(9)	オンブズパーソン	項目 記載順	統一意見	<ul style="list-style-type: none"> ①は苦情対応についての記載であり、オンブズパーソンについてではない。中項目(9)を「オンブズパーソン等」に変更するとともに、①と②を入れ替え、オンブズパーソンの規定を前に持ってくるべきであろう。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民会議では「苦情処理等」に修正してもらったが、市議会の意見でもよい気がする。再度検討していただきたい。 表記に沿って考えると(9) オンブズパーソンと明記して、①②を入れ替えもよいのでは。
18		(14)	政策法務	案文	統一意見	<ul style="list-style-type: none"> 「市長等は、～、条例等を制定する権限」という表現では『市議会の権限』と誤解する恐れがあるため、別の表現を検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「市長等」に「条例制定の権限」があると読めるとすれば問題である。
26	8	(1)	市民投票	案文 説明	市政会議 市民クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 7の中で、「総数の4分の1以上」とあるのを「総数の5分の1以上」とすべきである。一般的には市民投票は投票率が2分の1以上の場合に成立するといわれて、そのうちの2分の1を超えると可決される。すなわち「総数の4分の1以上」は可決要件と同じであり、制度矛盾をきたすといえるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 「総数の4分の1以上」について制度矛盾があるとの見解は適当とは思えないので、素案どおり。
29				案文	創風クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 8の中の「年齢満18歳以上の市民で」を削除した方がいい。高校生の対応をどう考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 8の中の「年齢満18歳以上の市民で」を削除すべきという意見があるが、広く投票する権利を保障すべきという観点から、また多くの場合住民投票の投票権を満18歳以上に付与している場合が多いため、削除すべきでない。仮に高校生に投票権を保障することになっても、市民投票という身近に関わる問題については判断能力が備わっているため、何ら問題はない。
30	10		最高規範性	記載順 考え方	政新	<ul style="list-style-type: none"> 「最高規範性」は、10番目に記載されているが、本条例の位置づけという点から「総則」の次(2番目)に持ってくるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 総則の次に持ってくるべきとの意見に賛成。
32	11	(1)	条例の見直し	案文 説明	統一意見	<ul style="list-style-type: none"> ①の「5年ごとに」を「5年を超えない期間ごとに」に修正していただきたい。これは5年にこだわるものではなく、「必要に応じて」という意味と「最長5年までには」という意味を含んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 考え方としては市民会議も市議会も同じで「必要に応じてできる」ということだと思う。こだわりがないならば市議会の意見に沿って修正すべき。 資料4の意見中、「不作為を防ぐ上で有効」という部分は、「5年以上もほったらかしにされないようにしたい」という気持ちに基づくものと思う。もう一方、逆に「5年間、何もしなくても良い」という、市長の不作為も考えられるのではないか。それを防止する観点からは、議会が指摘したとおり修正すべきである。修正したとしても、市民会議の意見・考えとの相違は生まれないと思う。 「市長は5年を目途に～」とし、説明文で必要に応じてと解釈を入れてはいかがでしょうか。
35				説明	政新	<ul style="list-style-type: none"> 【説明】の中で、「総合計画に準じて5年に一度」となっているが、総合計画の見直しと直接関係ないので、紛らわしい記載は削除すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画に応じて5年に1度」というのはたしかに紛らわしいイメージをもたせるが、ある程度の軟性をもたせるという観点から「5年を目途に、また必要に応じて」あるいは「5年を超えない範囲で」の表現のほうが良いと思う。
その他	条例全体					<ul style="list-style-type: none"> 素案はよくできていると思います。代表者会のご苦勞に重ねて敬意を表します。 全体的に適正と考えられるので提言書の意見のままとすべき。 特にございません。 	